

平成 19 年度包括外部監査の結果報告書（要約）

平成 20 年 2 月 21 日

倉敷市包括外部監査人 公認会計士 高橋金作

1. 選定した特定の事件

テーマ . 市税の賦課及び徴収に関する事務

テーマ . 収入未済額に関する管理事務（市税を中心として）

2. 事件として選定した理由

平成 19 年度から地方分権を積極的に推進するための一環として国から地方への大規模な税源移譲が行われ、市の一般会計に対する市税の割合は約 53%と大幅に増加し、市税を中心とした収入未済額の回収が大きな課題となってきた。厳しい財政状況下、従来どおりの徴収事務では、収入未済額が増加し市の財政を圧迫することは明らかである。そこで、市税の徴収・賦課の事務を、公平性・合規性（正確性を含む）・効率性の観点から調査・検討し、かつ収入未済額の解消対策を提案することは有用であると思料した。

3. 監査要点

納税者間の公平性の視点 賦課徴収業務の合規性・効率性の視点 個人情報保護の観点を含むシステム監査の視点

4. 市税の賦課及び徴収に関する管理事務の結果要約

	公平性	正確性	効率性	コメント
個人市民税	(*)		(*)	* 不適切と思われる減免事例あり * 給与支払報告書督促事務は必ずしも効率的とはいえない点がある
法人市民税	(*)			* 上場企業や県内の中堅企業でも延滞金が申告納付の為未徴収の事例あり
固定資産税（土地・家屋）	(*)			* 不適切な減免継続事例あり
固定資産税（償却資産）				特になし
事業所税				特になし
入湯税	(*)	(*)		* 大多数の特別徴収義務者が過少申告である
軽自動車税				特になし
市たばこ税				特になし

5. 収入未済額に関する管理事務の監査結果

我々は市税を中心として、その他保育所保育料等の収入未済額に関する管理事務を監査し、個別にさまざまな未収金解消策を提案した。我々は、地方公租公課債権回収機構の創

設等徴収の広域的な取組を検討する必要があると考える。詳細は本文参照。

6. 提言

収入未済対策強化の必要性と職員意識の改革

収入未済対策は、財政再建の重要な施策の一つとなっている。我々は、市税を中心とした収入未済額の監査結果の一つとして、それが発生する要因を分析するとともに、個別に解消策を提案した。それらを十分検討し市政に反映させる努力が必要である。その為には、未収金を1円でも減少させようという職員意識の改革が必要である。

深度のある賦課・徴収について

市税は市民の身近な税金であるから、税務部門職員の土地勘も働き、納税者の実情も十分把握できる為、きめ細かい対応が可能であり、これらの利点を生かした緻密で深度のある税務行政が求められる。例えば、今回の外部監査で入湯税を監査した際、監査人自身の土地勘と監査経験を生かし申告書を監査したところその内容に合理的な疑念を持ち、直ちに入湯税申告書の異常を税制課に報告したのである。その結果は、入湯税合計、78,409千円の更正決定として成果があがった。我々は同時にこれまでの税務業務が性善説に立っているということも実感した。倫理観の欠如というモラルハザード等の社会問題、所得格差・資産格差に代表される経済二極化という経済問題等、著しい環境変化の中これまでの税務部門のスタンスは変えていくべきである。

延滞金の徴収・管理について

本税等が過少であった場合や納期までに納付がない場合等に徴収される延滞金が必ずしも徴収・管理されていないが、これは賦課・徴収の公平性、合規性の点で問題があり、さらに延滞金を徴収することで直接的には収入が増加し、また延滞者に対する支払いの動機づけともなり得るものである。市税や公共料金の延滞金の徴収と管理が必要であり、これは税務部門のみならず他の担当部門が管轄する料金についても言える。

支所の内部統制について

支所では、職員数の制約からそれぞれの担当者が各々の業務を遂行しているためお互いが牽制し合うという内部牽制が不十分であり、担当者の業務の結果に対して必ずしも上長のチェック・承認が徹底しているとは言い難かった。玉野市における滞納市税の徴収業務での公金横領事件を教訓とすべきである。

税源移譲の問題点について

税源移譲により、例えば住民税では寄付金控除がない等所得控除項目の相違から住民税増税があり得る。一方、所得税では規定されている各種加算税が住民税では存在しない。真面目な納税者は増税となって、不誠実な納税者が加算税を軽減されるという矛盾があり得る。そこで、住民税所得控除を所得税と同一とするとともに、住民税に加算税を設けるべきである。

個人住民税の前年所得課税主義の問題点、収入未済対策に関する個別提言は本文参照。

以上